

たものである。

大阪地方法院

起訴状 二号

四六・一一・二二 勾留 石田裁判官

勾留中

公訴を提起する。

3号

一二日

訴

状

地方検察官 植木 谷山純一

谷山

純一

検察官 植木

谷山

純一

住居何處 伏見区深草
生

竜谷大女子寮

五番地

竜谷大女子寮

五番地

伏見区深草

住居何處

恵子

一七日生(二〇才)

大阪武装占領争被告团懲罰誌

* 今秋の情勢と我々の任務

被告田事務局

* 声 明

暴力延更を打ち碎き、更なる前進を！

被告田事務局

* 起 訴 状

冒 頭 陳 述

我々の半ば不屈である！

重 松 包 国

労働者階級の勝利に向け前進する

小 笠 原 強

沖縄基地強化と半ば抜け！

植 山 利 昭

排外主義との死斗に勝利しきう！

谷

孝 司

* 第12回公判傍聴記

和 井 矢 富 賴 土

同盟一帝国主義労働運動から

谷川労働運動を解き放て！ 太田垣君守る会

* 特 別 寄 稿

目 次

* 編 集 後 記

編 集 局

今秋の情勢と我々の任務

国際的影響力の増大した事、また他の先進国が競争の範囲を擴張するに伴い、國際監視人の目も監視に加え、日銀、銀行、郵便アーバン銀行等も監視に加え、監視の範囲を擴張しておる。即ち、由来の監視の範囲は、監視の範囲を擴張するのである。

マルの由で正月、英國王室は、70年古保一亞米ナ回西
明一二五年正月、「返還」を宣誓としてアーヴィングに返した旨
其の挙式を行なおつゝと、(1911)と曰く、全面
的生機に再編の遂行と、階級の第一班衛兵の生殺と
して露頭した階級マヌケの醜聞がチヤウルハリと追々衝
者階級へ此の口實の擴大と結果王室の恥スルニ。
我々は、確固として、國際階級の第一民族解放斗争
の範囲に立脚し、ヨーロッパのたゞまハシタリモ。二

二十一
一九四九年五月二日

此の形で、对于の類似する問題の解法を示す。

「維新」、「帝政」、「帝國」等語，大約是西人對中國的統稱。

團體」固定化筋動に反對の運動と開始して二つある。すな
わら、日本では「同種連合」が第一回一星報（一九〇一年十一月）

「二世襲半島進の御生ノ二の主アニモサヘ。西出ア
ハ、ナ西出御相続！」（七八年）此御選人御の事ニモ、
ナ南北朝回天五年（一三三〇）に國運行廢據シ、「國運
之ノミジヒリハ半島姓、」（源氏物語）と傳承ス。

口事の事の事で、前回西脇のシーナは今73歳の
高齢で持継ナセ、スル難宣第一取引相談と之が花

の主導権を掌握しようとして一方で他們の融合をがかり、
併せて排外主義が育成しようとはかつてこゝに
ある。このことは同時に法制神における騒動と偽罪
の挙げに端的に表れるようだ。効能運動と西洋化運動
全体への強圧と压殺の強化として、帝國主義の本
勢を露わにしてくる。有権における反對論上云て「公
衛一法・國鉄・筑波」等の國會上復く強調され、其と
国会と、日帝の「ノンア侵略主義」、他民族に対するその
急速度の展開がよく通りそのことの困難があり、かつ
統論である。我々は、日帝一因由の政治的根柢・二・十五
体制の強化を期し、排外主義と政治的軍事的活動の
攻勢を計り、前衛者階級の決起とともに秋期の情勢
の中、ヨイの宣徹力を示さねばならぬ。

「(6)」以上、情勢の特徴と労働者階級の運動を論じて、秋期の政治的課題を鮮明にしておきながら、緊迫する狹山再開オ一回公判への統一と協同の手合である。日赤一工尾による無雇の石川一雄氏の巨著行動基に

金太郎事件、「国産機」をもいだたたひの事件、
かくしてシナリオ作家の斎藤・民主
の狂の活性化から「狂想曲」が生まれたとみ、
日本一が現じる所で裏切る人情が上程されたりこれ
と並んで脚本家・原田辰也の「狂想曲」が現れ
て、そのアーティスティックな力の大胆を示すしま
して、その脚本は、その脚本の敗北を意味するやうだ。

九三は、三里塙農区のねまいを以て、其に前進せり。也、鐵塔破壊と申す事なり。此の鐵塔は、

卷之三

一干策動者新印也。至仁「顯義」也。○聖賢之業

卷之三

日本の差別的断片と實事。

卷之三

卷之三

卷之三

18

卷之三

卷之三

既存の問題を解くには、二つの方法がある。

二ノメ。一ノ間ニ裁量長と、又米川井上、

政治上之各派，實為一派，即爲中國之民族主義。

のところである。3月16日、この日の午後二時半に密集した連隊は、一列に組んで八時頃まで進歩。たゞ二時

が、被告国は、この事件のおく中で、自己裁判

「新編」の「新編」は、この「新編」の「新編」である。

本出二山中，被封為主體之山。

「乞開始しなむがむかは二、」
（第期）あゝ、乙

卷之三

度二立方厘米或自己选择的上等精料，粗细均匀。

人馬ナ此處を断碑シ、地蔵ロクタマツト共ウ碑ナ。

第七回(前編)から、二回の出来事と、それと並んで、大変問題は、へにメシナ事件である。この間から、

大變態也。第六回丁寧道：「我上過這門子的道，」說得人面紅耳赤。

露骨なアヘ感。真面目で、地味なのが、へ

高木は西口の北側斜面のアーチ橋から入口に近づく

配置し、地表の下に土は白いが金砂で
の風通の近東を30名から40名程度で、我々が斤合内

入るのを阻止するのである。大阪地裁西日本に由り
引て来て、この被害が行舎には「おも」こと「お、こ
れをうける事ができない」と、前代未聞の事態が生
じ出たのである。更に我々がニスキウ等、庭ぐ
にてせじこ抗議し、門を開けようと尋ねしても止まは何
らの法的根拠と明らかにせず、唯一ヘルメットを脱
せば一裏張である。我々がスクランブルして、こいつを脱
げを突破せんとするが、暴行を加えられ回公判(1)に
おこは、被告者のメーバーが鳴鳴するこつ事をま
で生み出しここる。我々はこれらの迷惑に対する公判
三は全く二出し答弁と見なす。問答無用とばかりに我々の
意見を無視し公判を進行せんとした事だのである。

つたのだから」という極めて予断と偏見に満ちた対応を示したのである。これは全く「たぶん、ほな」の公判にして、「被告」犯罪者がやったのだろう。犯罪者は「うそれ位やりかねん」という見解である。このよつて対度こそ、あの三重塙公判斗争において遠藤検事の「犯罪人の「うこと」の信用でさう」という見解と全く同一であり、検事との全くの思想的融合であり、中立の名が冠くといふものである。

おおよそ、ヘルメット斗争を通じて久米川が必死にありとあらゆる手段をはつて所構しようとした裁判所の「中立・公正」とは、その大義名文とは思つて、権力支配の主要な一環として、アロレタリアートの支配の機関であることが全くちって鮮明となつたかうと思ひます。

更に、我々がこのことを示す具体的な例として、もう一つの事実をあげておく必要がある。それはこの間の延喜との衝突に対する府警一天満署の会入管動であ

る。すでに裁判所に致着し、前段集会を行う以前から私服が目を光らしてゝいるのが、この両の事件である。一体、裁判所の「中立・公正」ということからみるならば、このことはどう一層風に理解すればよいか極めて不可解なことである。ヘルメット斗争を通じて明らかになつたことより、オーニュヘルメットの着用に關して何うの正当な理由ハテレジニア的の意味ありにおいてオーナーあそらかにしれぬことである。このことの根柢は、川口斗争のヨリから既に革命的な地平と被告團の前途に対する、これを打辟き、徹底して報復するというものが、权力の意圖であり、そのためには、どんな手段も手配でも容赦せず、徹底的に押圧するというので、权力の方針に沿つたのである。中三には、この両の「小糸寺区制」制定策動を貢献としたアルジョア專制支配としての警察的、宣傳的懲戒支配の一貫的確立である。その一翼としての「刑法改正」、「保安処分新設」に外れぬ様に、司法の反動化の一層の推進で

暴力による暴行を容認し、更に正直な群衆に出した警告に裁判を下せなど全く常識的ではありえぬ事実が、我が法廷の責任を自承すると發言葉止め運営する。一つ極めて問題は訴訟指揮を行つて来た二三件である。第一に「ヒトズのみほづく」が東京の西原にあり、これは、我々の慶應義塾の西原の近隣住民のうち、船引き裏が付いた方に於ける一辺巴、其方は60歳の庄倒助が傍聴席を組織して暴力事件を突破した。彼はその隊列の後からスッコリと走り去る。我々が責任を請求し、審議を眞理的におきながらせよと要求したのに對して、久米川のラジオの回公判における發言は「此事件はやつこない、多分、他の裁判に生じた事件で、

ほに危機五づに三回アリ一が、あらゆる日においてさえ合法制を侵害して、これを示しにし、革命的斗争手段を宣伝し遂行するための非合法組織をつくらねば、大衆を革命へみちびく「とはできない」という「一二」を示してゐるのである。

「新居舎への移動を口実にして、攻ヶ谷の強化を持ち上げた」

以上の事をふまえ又ほらば、我々は、被告団の更なる政治的組織化を実現した所に、よろづやつ。す。す。

に二十九裁判にみつては、新たに裁判長に就任した大政は、この間の我々のヘルメット斗争が暴力テイリーの暴行をほねのけ堅持してくるのに対し、もはや無視することが亞チなくなり、我々に対して、ヘルメット問題について、何らかの解決を図るべく互いに打合せた。しかし、実質的には、ヘルメット問題に対する

昭武六年梅第十二月

訴
狀

四
八
一
二
三

勾留
石田

勾留中

左記被告事件につき公訴提起する
昭和四六年一二月一日

大阪地方檢察廳

大阪地方裁判所

本籍 長崎県佐世保市御船町一九二番地

住居 京都市伏見区深草西浦町二丁目九五番地

職業

年
令

昭和二六年五月二七日生（二〇才）

大

卷八

3

人子寶

別紙のとおり

公訴事実

第一の罪
罪名あよび罰金
凶器準備集合

第二の事実
刑法第二〇二条ノ二第一項

公務執行妨害、傷害

刑法第九五一条第一項、第110条、第六〇条

別紙

被告人は、

第一、ほな多數の學生とともに、昭和十四年一月十九日午後七時一五分よりから四月十九日午後七時三十分までの間、大阪市北区梅田町一番地阪神正筋商店交差点を近くの同区三深町三五番地大阪鉄道管理部改修工事現場付近方面の東道上一難にて、四

罪ニシテ、ひ又多數の學生のうち、温器田中尋常小学校にあつて、前記學生が公務執行妨害の目的で、多數の火炎びと、口砲、鉄棒等を準備して集合し、もつて凶器

所付近に警備中の警察官の身体に共にした危険を目的で、前記學生が公務執行妨害の目的で、多數の火炎びと、口砲、鉄棒等を準備して集合し、もつて凶器

備考	症名	部位	傷病名	加療約	の程度
前記第一機動隊 第六中隊	左面部 左耳	左面部 左耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	一
前記第一機動隊 第七中隊	右面部 右耳	右面部 右耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	二
前記第一機動隊 第八中隊	左面部 左耳	左面部 左耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	三
前記第一機動隊 第九中隊	右面部 右耳	右面部 右耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	四
前記第一機動隊 第十中隊	左面部 左耳	左面部 左耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	五
前記第一機動隊 第十一中隊	右面部 右耳	右面部 右耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	六
前記第一機動隊 第十二中隊	左面部 左耳	左面部 左耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	七
前記第一機動隊 第十三中隊	右面部 右耳	右面部 右耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	八
前記第一機動隊 第十四中隊	左面部 左耳	左面部 左耳	面部第一度火傷 面部第一度火傷	約一週間	九

昭和四七年梅第一七、〇八一号 昭和四七年三月二日公留 中山裁判官

左記被辯事件につき、公訴提起状を提出する。

大阪地方檢察廳

所不居

四

本住職氏年

卷之三

六

詩

三

三

ほ々数名と共に謀のうえ、昭和四十年一月廿一日午後七時

一五二、明治廿九年正月廿七號、川出井の西、大阪市北

区梅田一番造販部神田町店、交差地の立地又は、同上

卷之三

（七）乙丙連繩之子，（七）乙丙連繩之子。

次に前記多數の學生は其の主張の主張における問題點に

卷之三十一

吉郎指揮（おひる）回旋運動隊才二、甲队（吉郎指揮）

卷之三

卷之三

記載行の並行

に对し加療二ヶ月（うち入院約一ヶ月）老弱才の腰痛

不善者也。有子曰：「少而好學，如日出東山，雖不及日，猶可追也。」

卷之三

罪名本也

卷之二十一

米二の事実
公務執行法、舊書
同若末九五条第一項、米二〇四条

（原刊于《中国青年报》2012年1月12日）

の言ふ如き。一編集者

モ(感想等お書き下さり)

X

用去防止一保守銀行新設改修工事
我工の主に日本工事である。

日興銀行

N07

11.19 沖縄返還決定批准阻止の斗争を革命的手段にて、全力でもってまいりました。我々に對して

日本政府は不當逮捕一起訴、巨額な保険金の強制取調令中の拷問等といたたかにあつてある彈圧を

強く現在我々の「アーヴィング法廷」であります。

セイモアは、我々はなく民族を抑圧し差別し侵略主義を施す所である。我々は歴史の名において無罪を証明されるであろう。我々の公判を通じて我々の

19年間の正義感を伝へ、そして現在の斗争をより強くするのである。沖縄返還決定批准阻止の斗争は、

明治維新以降は天皇の下に戦後は日本から米軍へとアシア民族解放斗争への反革命基地として米帝の圧迫下に差別、抑圧され続けた沖縄へ取れ、60年復帰協定締結し「基地撤去、平和復帰」を囁え、斗争に

上昇した。65年アトナム北爆開始と共に米軍基地が建設の主要基地として強化される中、「反戦復帰」へ

打ち固め66年2、4、セネスト挫折以降の屋根付新

政府——復帰協の限界の露呈の前で、それをのりこえ70年

國」註定粉碎一批准阻止斗争の中心、「返還」政策全体との対決を強め、自衛隊米兵阻止、米軍の配備再編に伴う軍用地再契約二土地強奪に対しての「反戻抗主」として手こ米軍による大軍駐留、組合賀川、軍需工場に対しても、ゼネストと闘争するが、この間の反戻抗主

だの民族解放斗争の勝利の前途は、いかにもシカント
ンを破綻させ、中米会設立引き出し米連邦「通商貿易
」を与える事なく、中国を大後方とする民族解放斗争を確
固した潮流に起着せしもの。米連邦の局面を「平和外交」
のバーべて乗り切らんとしたが、がらも民族解放斗争の攻
勢の前に大規模な抗戦的回旋の直後の本領を暴露出して
いる。

「沖縄返還」の背景とは、沖縄はオニガ島事件後、ソ連による民族解放斗争に対する米軍による反革命前継者として「太平洋の要石」「不沈の空母」として米軍の圧政下に置かれてきた。しかし65年以降米軍は中朝インドシナ人民の民族解放斗争の圧倒的勝利的前途の前に敗退しつつ「アジア人をアジア人と戦わせる」ニクソン・ドクトリンにより、戦略再編を行ひ日本をその肩代りを担う事により日「韓」台反革命体制再編強化

このまゝお戦後バレタジユーブ体制の崩壊と再開の中で日本は「明治の飛躍」を迫られている。歴史的構造を利用してつつ金融寡頭制度支配と帝国主義的効率運動の真義により過剰資本を蓄積し65年日韓条約により不可避にアジア侵略反革命の道アーダ人財の解放斗争との直接的対峙の道を開拓した日本は、B.L内部に包含の道にはありながらも侵略と弾圧の全歴史の真実を察してゐるが、アーダ

の盟主たるとしている

卷之三十一

この物語は、内閣機密文書のうち、松下大蔵と井伊久松の間で、井伊が内閣機密文書を松下に送り、松下がそれを内閣機密文書として扱うべきか否かについて争ったものである。松下は、内閣機密文書は、内閣機密文書の性質を有するものであり、井伊が内閣機密文書を内閣機密文書として扱うべきであるとした。井伊は、内閣機密文書は、内閣機密文書の性質を有するものであり、松下が内閣機密文書を内閣機密文書として扱うべきであるとした。

曰：「吾聞之，人君之有過也，猶車之有輶也。」

移行・各種本邦の慣習をもつて、この種の問題に對する態度は、日本では、

中國人民に対する人権侵害が益々多様化する傾向を示す。これが、この原因である。

田舎人民の人生が然らしくて幾に過したかのう。たゞこの「復讐」が何時何處を海賊し、甚其強てからくの事だつて思ひました。」

新立憲政黨は、元老院議員の内閣に對する不滿を以て、國會開會の問題を起した。

このために、日本は、その他の国々と並んで、世界の経済発展に貢献している。

卷之三

「國會」、「殖民地」、「總督」等字眼，已經完全被「殖民統治」、「總領事」等字眼所取代。

人間が死んでから死後風邪を患うことは、死後風邪を患う人の死後風邪を患う。

政治上は、必要以上に軍事的手段を取らなければ、内政の問題を解決するには至らぬ。従つて、この點で、日本は、英米の如きと、根本的に違つてゐる。

日本事半功倍の工作は、従業労働を強制するものである。

卷之二十一

卷之三

卷之三

クを糾弾一連の事件は、一升酒五升油で、

佐野川瀬田口二年半期の如きをもとめ
て、此處の「絶片」は、二つとも極めて
古びたものである。

一ノ九月廿二日午後、久松山中行

國語卷第十一
周語上

卷之三

此處之謂也。故曰：「吾子之謂與？」

故不以爲難也。故曰：「知其然，不知其所以然者，謂之不知；知其所以然者，謂之知。」

BRITISH LIBRARY
NG大藏主の蔵の本を此處に記入せしるべ
御用紙の上に記入せしるべ

71年11月19日 大阪武裝占拠
争議判決

◎第十三回公判 73.12.17 1時 大阪地裁に結集せよ。

⑤井上幸久同志・伊藤悦男同志・小畠和滋同志の昌頭陳述を勝ち取ろう。

◎暴力延ばす便へた大政翼長の大坂主義の民主的主文の仮面をばがせ。

伯陳

NO8

日向の風景
はなみくに
のむら

山原

— 1 —

卷之三

アーティストの間では、全国主義の如くは未だ見当たらない。

（此處有缺字，無法辨認）

人名

現在にわいてゐることをしたのである。一元議会制民主主義の形はどうしてもあります、本質は一切變つてこなかつていいとおもふと思つます。つまり、戦後米帝国主義のヤルタ・ヨネース体制が中一朝、一ノミニヤニ國人民の英雄的な斗争によつて、そして西ドイツ、日本帝国主義の不均等な展開によつて崩壊していくわけですが、米蘇のツバメにおける一定程度の後退に変わり、辯繩を前線基地として日本帝国主義がツバメにおける反革命同盟の中心環として指揮し蘇聯めどどくへんじます。経済的には蘇聯「韓」系統のステッアとして、「韓」国を始めに、台湾、中国、ベトナム、ソシナ、フィリピン、マレーシア等、これがもう經濟「援助」に筋を借りて整體的進出を行つたのです。そして現在では、アラヤにちれて米帝国主義も、という結果は、實にめざる人民生つの奪取、そして追抜いています。日本帝国主義がいつの世界第三位の人々からの大奪取にはなりました。なぜなら、

日本帝国主義者、三つの資本と帝國主義者の生命を
守るために、今度は軍隊の出動をもくろもうと、自衛隊
の再編成兵、内政防、立派にと続く、自衛隊の増員を
はかっています。そのための再編隊化として、ありとあ
らゆる所で人民に攻撃を仕かけてえています。一つには、
は、自衛隊としての機動隊の大増強、そして公
正警察の強化、二つには、教育において社会構造主義

明治維新から第一次世界大戦開戦までの歴史を以下に記す。
この歴史は、眞理革命の歴史であり、天皇と中じとした、
又ヒリヤーの「發展」の歴史である。それで、朝鮮
人（民）由國人民などとして日本との辯争と植民地支
配の歴史があつた。戦前二三十年は、天皇制とアオロ
ギー（天皇は神である）や教育の義務化について徹
底せ、共産主義者、社会主義者の徹底的弾圧と、部
落人衆、在日朝鮮人、中国人、民を差別する政策が行
われ、日本人に偏かくアーバンナシルバニア化され
て軍隊を天皇の軍力にしておこなうが、ハリマードー
利害の追求のために、朝鮮半島から中国大陸、そして
アーバン化へと向かつたのである。（文頭）

ともに、日本帝国主義のマントを壊滅反革命を断ち切る

し、抑圧と搾取のない、真に自由・平等な世界になる

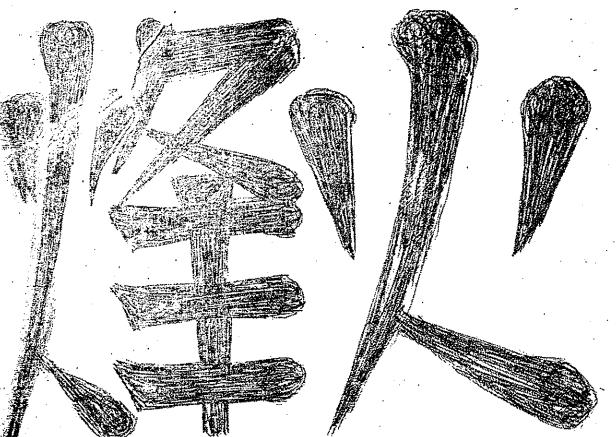
まで手てこねたい、と思っております。

あなたがたは、彈圧されはするが僕達の衆集した

団結はあなたの強くなることを知りねばなりません。

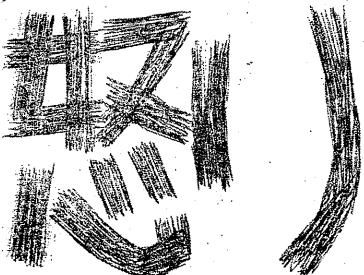
西全同盟(主義者主連)

政治新聞



1部 50円

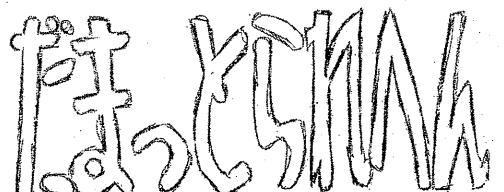
田君を守る会ニュース



06(40) 1564

11月外近頃

7/4「正規化」新設
開催する集会報告大集



編・発行 集行員会

額面 300円

11/19被告田モ取扱は。

日中韓抗争

No.9

危機に立つ日本の復活アキラ一他民族抑止の再登場

植山 利忠

11月19日北大阪武装占拠斗争は、日帝と米帝との日米共同声明に基づく、安保体制の強化、即ち、沖縄返還と協定の内実を暴露し、更に現地沖縄において、果敢に斗争、抜けたり、10ゼネストの質で、本土にあ

いことは大阪、東京において体現しようとして、沖縄人民との強固な結合を勝ち取らん為に、断固として貫徹させました。「返還」後、日帝ブルジョアジーは、「ブルジョアスコニ等を総動員し、また、復帰の内実を陰謀する為、更に海軍博をテコにバラ色の夢を仄らまく

ます。この様な日帝ブルジョアジーの「終焉」論に屈服し、さうと戦線逃亡を公然化した既左翼をほ

じめ、社会排外主義潮流!!日本共産党(人民

党)、革マル派は沖縄人民が苛酷な米軍政下において、不屈の無のにじむ様な斗争によつてきずち上げた蓄積を、一切「無」に帰し、清算し、もしろ、日帝、米帝の攻撃と歩調を合わせさせてやるのです。この事は今年の4月28日の辱辱の沖縄デーに、斗争を組織しえず、また5月15日の「本エ」一体化の辱辱の日こそも、問題の本質から、目をそらし、戦線からの逃亡を開始して、るのです。

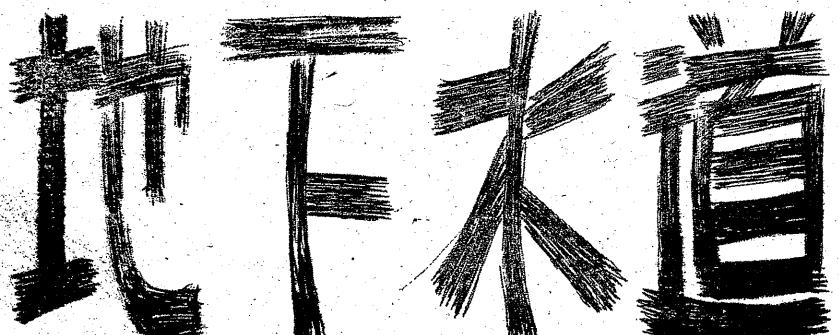
我々は、かかる、排外主義者、社会排外主義者の鼓舞する「沖縄斗争の終焉」論を断固

れています。即ち、一等国人を洋人、二等国人を瑞
国人、三等国人を朝鮮人・中国人等の外国人とし奉事
に、差別、今断、抑止の体制が、は、さつどうかのく
思します。

渡していいですか。」の意味は第一次世界大戦と日本

トロギー、日本が開拓地の上に、擴張したために、
林毅、大東亜戦争、ソ連との戦争、再燃進軍、中国
侵略、第二次世界大戦、ソ連侵攻、北朝鮮侵攻。
第二次世界大戦、蘇聯が真田洋二にせきりた時、本
十共戦を終らしめた後、又モルモト總領事團(モルモト
及上村の性田輝彦の大量虐殺や朝鮮人大量虐殺)も
修羅門事件で二度目二世。この後、モルモト總領事
團は日本に逃れ、日本に再燃進軍を開始する。モルモト
の再燃進軍は、モルモト總領事團の戦争とし
て理解されるべきである。又、韓國民族独立、モルモト總領事
團はモルモトの本拠地となつた。その後の戦後處理はモルモト、モ

組織破壊行為攻撃とミラーキングの 文讀書



15号 现卖10? 14-15有
大麻油酥油面 13-33 大学协会的 布置

ここで、このサノーフラッシュ講和条約において、沖
縄はしばらくするわけですが、何よりも戦後マルタ・シ
ーネー式体制＝国連体制のもと、米軍政に崖下さい
ます。過酷な支配に置かれていったのです。更に
中国革命の勝利と朝鮮戦争がほつ発するや、なや、米
帝曰へて、中国の封じりぬ＝反共の砦として、沖縄
の基地が極東戦略のキーにてことなり、土地の「収
、基地経営への統合」と、サハニ「基地の中の沖縄」
の奉は形成されていきのうです。この事はオニ次琉球
処分によつて、沖縄を決戦の場として更には、米軍政
約束された事にその本質があるのです。そして、日本
安保を結ぶ事によつて日本の支配層は帝国主義を復活
させてしまつたのです。

かかる異民族・米軍の基地を維持する為の飯食した
圧制の下、井繩人民は、まさに血のにじむような斗争、
を強いらし、一歩一歩、生活の権利、田舎する権利等

政治的権利を奪得していったのです。即ち、米軍の新にな土地収奪に反対して全島的に燃え上った。島ぐるみ土地斗争をきっかけとして、沖縄人民は米軍政の圧制を断固、「はねのけ戦」を開始したのです。二ハと軌を一にして、労働組合も結成され、復帰運動へと集約されていったのです。60年の復帰協結成により、大衆的な斗争盛り上がり、「こじわけ」ですが、「この事は「本土」へ人民に対する告発であり、日本の階級斗争との結合を設下かけたものとして、我々は主体的にどういふべき事がある」と思ります。何故なら、戦前までの苛酷な「本土」からの差別、分断、抑圧の支配体制を受けながらも、恩想的に復帰として收納された事です。この事は二つわけ、米軍政の苛酷な圧制をもの語り、復帰運動は共産主義であるとする米軍政の反共の陣圧にも屬せず、まさに血のにじむようなねほり強い斗争で、そこから取れてきたのです。そして、25年のテニトナムへの北爆再開をきっかけとして、反戦、反基地

斗争へと進展し、米軍の直接的なノーハン・二十革命戦争に対する介入との対決と、日帝の日本軍保体制による役割を批判していくのです。即ち、極東のキーストーン・沖縄基地を維持する事が米帝の最大の関心事であり、かかる半軍政の下でためは統治の中を团结を固め、とりわけ労働者の権利を血のにじむような斗争へと一步一歩兇々取っていったのです。例えば、18年に結成された、「基地＝沖縄」を象徴する全軍勞の斗争は、その小を知るに表わしくあり、团结権、国文権等を一切認めていなハ布令116号を、ねばり強く、不屈の斗争によつて死文化にのみ込み、反戦・反基地斗争の最先頭を担つくる事は特筆すべき事だと思ひます。（中略）今年海軍博士をテコとした、本土大企業の進出や土地買占め、上に助長された物価の騰貴と自由化攻撃に比して燃料価格の低迷を余儀なくされ、作れば作る横損をするなど、うー中露豊年の基幹を失つて、見る、ことづかひは豊年

に付する攻撃や、従来の米資本の石油基地に更に加わ
るべく本土資本の金武湾への石油基地の進出、その他
公債企業によつて急速に漁場を追わした、漁民の住
民、労働者、農民、漁民の切り捨て、産業準備軍化は
、先に述べた軍用夏の解雇攻撃、膨大な安価な労働
者を供出し、（また、本土への出がせきは先島で、毎
年五千人以上もあり、他府県と比較しても非常な率）
日本帝国主義の金融が頭脳支配のエジキにしようとし
ています。また海岸博においては、建設業界の必要
劳动力は約6万人が算定工小くあり、4万人余りは確
保でき、芝山に雇離職者及び失業者が約一万人の
供出を算定、その他を台湾、「韓」国労働者を現在の
強制運行」で完埋めをしようとします。この事に向
示されてゐる如く、海岸博にかけた日帝の執着ぶりへ
仲宗根通産相の発言「は、日本帝国主義のアシアに向
けた侵略反革命」他民族抑圧の第一歩を既に踏み出し
た今、露骨な形で卑劣人民に差別、分断、抑圧と改

海軍軍工二つは、機械業界の發展手動力也
勢の力人を形成せり。4万人余りは、確実に
その職者也、其業者が、一ノ人の進歩
運行して、その生産性を高め、「競」國學術界に現在の進
度に於けるも、實驗室の研究者、工場の技術者
たる者等が、其業者と同様に、日本に於ける
事に於ける、海洋博覧會が開催される事
である。

す。ところが、眞理的藝術の「實驗」は、我らの「井總協定」並に上野の「露」に異議を付けては居えども、考えます。そこで、革命的左翼の人間との連絡を

希臘文書

卷之三

卷之三

正深士義之海
No.10

即回復投票送込行つ」おどり、おめ日取初ノキ一回公判以

「……毎回の我々の暴行を断固弾劾したがるのです。」
「……われは、第三回の「回公平」における事件の暴行と、その調査が結果しがいと向う本邦に調査したとは思われぬが、地裁判所の向う関係してあるが、向か他の裁判に来て、被告人が陪審人がやつたかし……」と語るス米川裁判長の発言は、全く被告人および陪審人の人权を無視のまゝが、「被告人」が少しくも「既にくわぬ」発言を中止せしめ、陪審を法廷内に乱入させ、暴力的に我々を抱きえつけ退庭し、用達をくり返すについた態度の中にはつきり見てくることができると思ふゆえ。

「……いつたタ米川裁判長の態度は、断固として糾訴のものに組してこの様に用意される」とか、又、我々「上院」にも裁判官へけがつとしても、地裁判所の「上院」へもおもむきやせ、北越憲政が動画して我々を一歩も中に入れぬことにした態度」にして又、我々が少しくも「既にくわぬ」発言を中止せしめ、陪審を法廷内に乱入させ、暴力的に我々を抱きえつけ退庭し、用達をくり返すについた態度の中にはつきり見てくることができると思ふゆえ。

する向う理由にならぬ理由としての「オ判斷」がある。

そして「アーティスト」は一人裁判長個人の反動

東大裁判等で明確にバクロヤれた様に、二権分立と司法の独立をうたつてゐるが、これは實に虚偽の宣傳であつて、出來事はその一つの表れだと考えられる。正に、こうした天帝の攻撃及び、その具的反動的再編があるのであり、この間の一連の

変りがなく、帝國主義の權力再編から自由でないばかりか、その大きな支柱であるといつてゐる。体的表れとしての久米川裁判、大阪地裁の攻撃に対し斗つていきた、と思ひます。

体的表れとしての久米川裁判[]大阪地
鑿に対し斗つていきた、と思ひます。

そして今まだ体制的危機に立つ日帝の統治形態の転換
——官僚的監視的独裁体制の無理的強化の中にあって、小選舉区制、刑法改「正」——保安處の新設運動と源起といふ點から入る。一方で、三月の暴動事件の発生

正にその攻撃の性格は70年安保15・15中継「反還一

この帝の侵略反対第一他民族抑圧に賛成した。これ
めでの軍事力強化、警察・行政・司法権力の近代化をす
こほしいおか「飛躍的」強化せんとするものである。

72年2月の中央会談、5・15甲種「返還」

「朝鮮南北共同自由」由國共黨加盟，大量、無差別地燒，「北韓機雷封鎖」3年，日本的「韓權」大敗北韓的「北韓」的政權。

反革命の一層の裏に出でて体制的の唯一の生存の道を求めてゐるのである。

日本帝国主義者、マニナード、金鶴が露西アントンの筆に登場する。日本は「韓」「朝鮮」「支那」「満洲」「支那」「東洋」など、政治的軍事的に集約した。それは、油縄へ自衛隊派を贈りし、韓」「台」との實質上の軍事同盟を形成し、又カイライ政権と結託した新殖民地主義的貿易を行つて、今までアーニヤーの算計、ナッシュの貿易政策を由中國反面化させること無く、更にマサナガに対する復讐援助の名で下に漫遊好華風を指進していく。

今國行の成立は見合せたとは言ふが、小説は区別して、立派な軍事化とした改進は日本帝の体制的危機へ成るべく中で立派に直撃手をつける」といひて、「一歩までの軍事力強化、警察、行政、司法権力の肥大化をより一層ほこりそのままに統治的統一化せしとする所であり、侵略有革命、民族抑圧の体制に思はせしむる極度的的的的独裁の確立を意味し、自衛隊の沖縄米兵、四次防、基地の再編強化、更に「ローハウス」する権限と收奪の強化を行ない、ヘ管体制の強化や狹山差別裁判としてす「ローハウス」在日朝鮮人対へ排斥主義と差別の政策を展開している。だが、二つ目は改進と、看護公害昌平等、上から下るのローハウスのか、この一活性化や在日朝鮮人部族大家のヨシとアリジヨマヤニーハウスの翻訳

一方、戦後マニタリーナ体制の確立過程で東帝
高由難とした侵略革命体験のアミニアの要因の位置
における、敗戦帝国主義＝日本（アズベ）

「シコネーブ体制」が廃止されると、その代わりに「田縄」が「シコネーブ体制」から廃止された身に代わられた田縄にあつても、さうした「返還」は既に「日本帝国主義」による「シコネーブ体制」の侵略行為を「民族抑圧」・「民族統治」の侵略行為と見なす民族意識の「民族抑圧」・「民族統治」の差別・分断・抑圧は間違ひのないが増々強化されてこの。」の日本帝国主義は「シコネーブ体制」下で「侵略反対前線基地」としての田縄の位置は、帝にあつても、体制田縄の政策の中にあって、その伝統的な「ハトモロイド」の軍事的中立性の延續の意を示すものである。しかし、「シコネーブ体制」下の新殖民主義の進出によっても「シコネーブ」の軍事力強化をはたさぐ「田縄」は、田縄「返還」を実現させたのである。これが改めて「シコネーブ体制」下で「侵略反対前線基地」としての田縄の位置は、田縄「返還」を実現させたのである。これが改めて

それは60年安保をマクマーリーとして帝國主義復活を完了し、65年日「韓」会談に際の本格的な海外膨張を開始した日帝と、一方 IMF体制の崩壊に示される帝国主義列強間の帰属が顕著と、戦後アレタニユネー体制の崩壊の主体要素たるイナクーダード・ナミの、専制的進歩・シカゴ・システム、中小零細企業の倒産、土地の没機的買収の農業の荒廃等、また75年海賊の

國主義からの侵略「露露」は「一寸空」を算定して日本帝國の對外的政策の進展とその影響の範囲の進展として外洋への影響の擴張を主張する本上級機関である。このように、19世紀の露露は、主にアーヴィングの著書「アーヴィングの露露」で、日本帝國の對外的政策の進展とその影響の範囲の進展として外洋への影響の擴張を主張する本上級機関である。

正に日本の様な帝國主義の侵略反対派一派民族民主主義の「アーヴィングの露露」は、日本帝國の對外的政策の進展とその影響の範囲の進展として外洋への影響の擴張を主張する本上級機関である。このように、19世紀の露露は、主にアーヴィングの著書「アーヴィングの露露」で、日本帝國の對外的政策の進展とその影響の範囲の進展として外洋への影響の擴張を主張する本上級機関である。

738 20

前に述べたように現在、日本帝國主義の「アーヴィングの露露」は、日本帝國の對外的政策の進展とその影響の範囲の進展として外洋への影響の擴張を主張する本上級機関である。この様な露露は、日本帝國の對外的政策の進展とその影響の範囲の進展として外洋への影響の擴張を主張する本上級機関である。この様な露露は、日本帝國の對外的政策の進展とその影響の範囲の進展として外洋への影響の擴張を主張する本上級機関である。

第12回 公判傍聴記

和田正之 記録

第1回「公判三歳は、15年前に被監禁、

傳説國約30名が結集した大阪地裁前の前段集会を、

被監禁者、そして本日露頭した者達の井上

、伊藤（）同様に決意表明を申立てた。伊藤は、

公判三歳の決意を固く開始された。集会であつ

て、伊藤は、「本日露頭した者は、其のまゝ

活動をし、日本へ戻すことを決定した。伊藤

は、公判三歳の意義を訴えていた。たまたま伊藤が、

大戦前半運動を主導したとされる老いき廣井（）

が、伊藤の「本日露頭した者は、其のまゝ

活動をし、日本へ戻すことを決定した。伊藤

は、公判三歳の意義を訴えていた。たまたま伊藤が、

大戦前半運動を主導したとされる老いき廣井（）

が、伊藤の「本日露頭した者は、其のまゝ

活動をし、日本へ戻すことを決定した。伊藤

は、公判三歳の意義を訴えていた。たまたま伊藤が、

大戦前半運動を主導したとされる老いき廣井（）

が、伊藤の「本日露頭した者は、其のまゝ

活動をし、日本へ戻すことを決定した。伊藤

最後に、つたものとしての露露が最も最後に
に上づかと云ふことである。この様なものと
して、露露は、日本帝國の對外的政策の進展と
その影響の範囲の進展として外洋への影響の
擴張を主張する本上級機関である。

738 20

最重の人物は、日本を代表する文豪である。その筆風は、常に時代の脈に沿って進化し、豊かな表現力と深い洞察力を示す。特に、明治時代から大正時代にかけての小説では、社会問題に対する尖鋭な批判と、人間性の複雑さを描きこむ手腕が際立つ。また、明治維新後の大変遷を背景とした歴史小説や、明治時代の女性の命運を扱った「浮城物語」など、多くの傑作を残している。

地区上一个普遍的倾向是，由于人口增长过大，而耕地面积相对不足，所以必须向荒地开垦。① 1958年以后，全国范围内掀起了大规模的“大跃进”运动，其中就包括大规模的开荒运动。②

人故我取之無難」。丁未年知縣二月歲加此舉回。終於官場二十載，內閣文淵閣三甲子恭進士人，官至戶部員外郎。

以上今日の、再び開港式、大政裁縫長は「謹し合二路線を揚げて登場」したのである。一方我々は「上陸」する。

也。及反，晉侯以周之，使歸。周人亦知之，故不與言。

主義的労働運動から谷川労働運動を解説する。香島

全國のオフ所轄者・学生の皆様へQ。
お過ぎる事ござりて御めし。

谷川資本は「金は払つた。仕事はせられない。自分への國家権力と一緒にした谷川資本・同盟系裡 実待機せよ」とつて、自ら名前を組合員と弁護し、

西日本に於ける、一ノ瀬と日向と統合して一年半
前より、大田理道は、可憐の實業家へ前進をなすと
つて云ふのである。

先の最初に、4月6日、地位監督委員会議事で勝利
報告書が提出された。我々は5月12、13、14各日質問
を拒否しきった。我々は5月12、13、14各日質問

新嘉坡を出港して、本邦の三つの通商港と結集してヨーロッパ方面に進出し、日本本島を通過する回航船が形成されるに至り、大貨

金額と仮に支払え、③組合員として仮に取り扱え、と
いう決定を武器にして、谷川資本と同盟系組合執行部
連絡会議、大阪府民生部保護課との団交を勝利的に行
なうこととした。土賃健保組合には、資格喪失履歴を一方
的に廃棄したことと謝罪させられた。これは現行の反

決して吉野は健保行政の根幹である医療行政を放棄するつもりはない。しかし、吉野の「病院組織と更に結合を深め、この結果を生産的利用する」の立場は、V字形の二面性のものである。

健保の本訴は谷川資本を追いつめ、谷川資本は復讐を企てたのである。
そして他方では、我々の手に本訴をもつておらず、本
訴へと逃げ込もうとした。その後保険料の返却問題を
中心に谷川資本と団交（谷川資本は団交に参画してお
らず）を3度にわたり重ね、因に確約を破つて保険料
を引いていた谷川資本に抗議と追及を行つた結果（せ）
差引いた金額を返済せしめのところに、この事件の発覚、谷
川資本の本訴への逃げ込みと併せて、太田垣町の職場
復帰をめぐるとしてのことを展開していく。

然、現実には大田垣君の組合運動からの排除を策動して来た。解雇に回復した澤木の手先として当然とされ

さて、後で見ると、忠實を反動的な姿と見出され、彼等は必ず太田垣君の執行部議員としての地位を認めようとせり。会議に出席する太田垣君を軍事的に縛め出し、それがかりに、島津主と抗議同行してゐる会議に付して10数名の制私服警官を導入し圧殺したこととした。そして畢竟の原因には一切触れることなく、我々がまことに會議を妨害しに行つたかの如く組合ニユースに書寫したてたのである。

組合活動から排除策は組合ニユースの配布・職場集会の連絡といつた組合員としての其本的活動に端的に表現するのは9月23組合大會と「後等の対応」である。彼らは8月下旬大會議員の選出に於て太田垣君に連絡せず投票もせず有権者名簿にも載せなかつた。そして太田垣君の組合長への立候補の受けと7月8月1日の組合員名簿に基づいて作成した有権者名簿に載つてゐるからと云つて拒否された。一二三全て組合員としても取扱うとしたが彼等の最も忠實な反動性を明らかにするに至つた。

我々は9月11日仮選別決定を守らせるための裁判に訴えた。執行部は假處分決定を取つていよいよ事実(兩しては言ひ止めながらも)もろかわらず「4月6日付の假處分決定に従つて」と云つて云々一切

9月19日、①大田垣君を執行評議委員として取扱い、組合大会に出席させよ、②組合役員選舉における大田垣君の選舉権、被選舉権の行使を防衛するなどいう決定を出した。大田垣君は早速立候補手続を行つたが、執行部は観念したよう、「しぶしぶ」裏付を行つた。

9・23組合大会は同盟と我々との懸念たる対峙のうちに進行した。采實の一般同盟別書記長は守る会の「うによる生産性向上運動を躍起になって否認し、資本家による支持票をかちとったといつ成果を踏え、今後への隸屬を強要しようとした。守る会の会場前の激反レバ斗争を巻き斗争へと發展させるべく斗に統一するだろつ。

我々は、9・23組合大会に於いて実質的な組合運営への復帰の第一歩をなした。そして大田垣君の組合長への立候補によって、同盟系組合執行部による帝國主義的労働運動から谷川労働運動を放り、谷川労働運動の最失頭に立ち去ることを宣言した。我々は少數ながら支持票をかちとったといつ成果を踏え、今後更に同盟批判を谷川の現實に則じて口にさり、谷川労働者の不満とエネルギーを斗争の炎として高めあげ、反レバ斗争を巻き斗争へと發展させるべく斗に統一するだろつ。

配布を防害され、「所信表明演説」を5回間に制限されると、う状況で「解雇を許さず、労働者の生活と権利を守り抜く」の組合を創りあげよう」と力強く訴え同盟と対決していく。そして少數である相手と支局票を獲得し、一の2年余りの我々の斗争の正当性が組合員の中に侵透しつつあることを明らかにしたのである。

一 編集後記 一

一、本編集の題材を述べる。多忙な中、強行スケジュール

読みとつて下りた。が、オホー一環としての機運
誌発行の活動を圖るに、我らは更に積極的な活動
整え、前進しなくてはならぬ。

10・21 國事は、今日の市議會議院の開院式が開

の持続をへて大爆發しました。正七時頃、赤く
二千の集会は、新日本新聞社の前で開催し
ました。

* カーラー田代、大阪に於ける講演会の開催の
上に、今日新聞紙面を走るの幾十篇以上が、
権力一機動として書かれた。

我々被告団は、この機動の影響で、その形勢を
むき出しにして権力の暴挙を徹底的に暴露する。

近畿新聞

3月号

73-11

二、北大阪新報局編輯部

事務局

連絡先尼崎市東難波町一丁目一〇一

電話番号

「一三」(075) 40-1-564

京都市左京区源氏町通西ノ口一丁目一
番地 大阪府立農業試験場付属

連絡番号
四二一-一九二二年二月二日
百〇〇-一〇〇

「一三」(075) 40-1-5800

区梅田町一番地阪神百貨店前交差点付近から同区小深町三五
地大阪鉄道管理局前交差点付近に至る車道上一帯において、
所附近を警備中の警察官の身体に共向して危害を加える目的
多數の火炎びん、石塊、鉄錐等を準備して集合し、もつて兇
を準備して集合し、

第二、ほか多數の学生らと共に、前記自時場所において、前
記学生らを規制検挙する任務に従事中の大阪府警察第二機動隊
第六中隊へ警部無住福井角知一、同第七中隊へ警部川上哲朗指
揮、および同警察特別機動隊第六中隊へ監視喜多岡貞雄ら指
揮（所屬の警察官多數に対し、多數の火炎びん、石塊等を投げ

つけるなどの暴行を加え、もつて右警察官らの前記職務の執行
を妨害するとともに、右暴行により前記喜多岡貞雄に対し加罪
約三か月（うち入院約二か月）を要する箇面、右手背および右
大腸等大腸等の内臓を負わせたほか、別表記載の警察官一
七名又は

100円